

第30回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和元年11月28日(木) 午後2時00分より
於：有明公民館 大ホール

1. 開会日時 令和元年11月28日(木) 14時00分
2. 閉会時間 令和元年11月28日(木) 14時41分
3. 開催場所 有明公民館 大ホール
4. 出席委員者の数 14名
5. 欠席委員者の数 4名
6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 4名
7. 報告事項
 - 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
 - 報告第2号 使用貸借解約通知書について
8. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について
 - 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第5号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第6号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について
 - 第7号議案 土地改良事業に参加する資格について

議長

只今より、第30回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・委員、・番・・・・委員、・・番・・・・委員、・番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

・番・・・・委員、・番・・・・委員を指名します。

議長

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

議案集1ページに記載のとおりで、1件 1筆 1, 123平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページから3ページに記載のとおりで、7件 11筆 6, 141平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項（所有権移転）の規定による許可申請の1番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料4ページ1番に記載のとおりで、田 2筆 1, 539平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、20, 271.04平方メートルで、農機具は、トラクター1台、トラック3

台、耕運機1台、動力噴霧器1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。
・・・ 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の1番について報告します。
1番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。
妻と2人で農業を営んでおり、水稻・人参を作付し、通作距離は自宅から5キロメートルということ
で、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可
申請の1番は許可することに決定します。
次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料4ページ2番に記載のとおりで、畑 2筆 414平方メートルを売買
するための申請です。
取得後の耕作面積は、9,289平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、管理
機1台、マルチ張り機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で30年の農作業歴があります。

両親と3人で農業を営んでおり、人参・大根・玉ねぎを作付し、通作距離は自宅から200メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の2番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の2番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料4ページ3番に記載のとおりで、畑 1筆 1, 396平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、8, 096. 73平方メートルで、農機具は、トラクター5台、耕運機2台、草刈機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の3番について報告します。
3番の譲受人は、兼業農家で20年の農作業歴があります。
両親と弟の4人で農業を営んでおり、飼料作物を作付し、通作距離は自宅から150メートルという
ことで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等ありませんので、第1号議案の3番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可
申請の3番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料4ページ4番に記載のとおりで、畑 4筆 2, 315平方メートルを
売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7, 400. 33平方メートルで、農機具は、ユンボ1台、耕運機1台、乾
燥機1台、草刈機1台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願ひします。

．．．． 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、兼業農家で49年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、サツマイモ・馬鈴薯・里芋を作付し、通作距離は自宅から600メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第1号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の4番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の4番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料4ページ5番に記載のとおりで、畑 1筆476平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は、3,573.71平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、軽トラック1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

..... 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の譲受人は、農家で40年の農作業暦があります。
水稲・玉ねぎを作付し、通作距離は自宅から500メートルということで、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の5番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の5番は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番について説明します。
譲受人及び譲渡人は、資料5ページ6番に記載のとおりで、畑 1筆 720平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は、7,778平方メートルで、農機具は、耕運機1台、トラクター1台、軽トラク1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、譲受人は市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

6番の譲受人は、兼業農家で5年の農作業暦があります。

大根、ブロッコリー、キャベツを作付し、通作距離は自宅から車で10分ということで、問題なしと見て参りました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の6番について、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請の6番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番と関連がありますので、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番を一括して上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について説明します。

申請人は、資料6ページ1番及び8ページ1番に記載のとおりで、申請地 合計1,323平方メートルに木造平屋建住宅、農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は・・・の一角にあり、北側は水路、東側は農地、南側は宅地、西側は道路予定地となっております。

盛土造成しブロックを設け、雨水は溜桝を経由して水路へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請1番及び第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、まず、第2号議案の1番については許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請3番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料8ページ3番に記載のとおりで、申請地528平方メートルを譲り受け、宅地を造成して分譲販売したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の３番について報告します。

３番の申請地は．．．の一角にあり、北側は道路、東側は譲渡人所有の農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

盛土及び切土造成し、ブロックを設け、雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請３番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第４号議案の３番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の３番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請の４番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第４号議案 農地法第５条第１項の規定による許可申請４番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料８ページ４番に記載のとおりで、申請地２０８平方メートルを譲り受け、木造２階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第３種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は．．．の一角にあり、北側及び東側は道路、南側は譲渡人所有の農地、西側は水路を挟んで農地となっております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は溜桝を経由して道路側溝へ污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について説明します。

譲渡人及び譲受人は、資料8ページ5番に記載のとおりで、申請地892平方メートルを譲り受け、倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断

しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は．．．．の一角にあり、北側は譲受人所有の農地、東側は譲受人所有の雑種地、南側及び西側は道路を挟んで、譲受人の工場となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は溜枡へ放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、資料8ページ6番に記載のとおりで、申請地774平方メートルを譲り受け、事務所兼倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10％未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

．．．． 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は．．．．の一角にあり、北側は農地、東側は宅地、南側は道路、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ放流するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、資料9ページ7番に記載のとおりで、申請地483平方メートルを借り受け、木造2階建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の

区域内にある農地（農地法施行令第12条1号）で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地転用の不許可の例外（農地法施行令第11条第1項第2号イ・農地法施行規則第33条4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続されるもの」）に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側及び南側は使用貸人所有の農地、西側は宅地となっております。

現状のまま利用し、擁壁を設け、雨水は溜枿を經由して道路側溝へ污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請7番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について説明します。

使用借人及び使用貸人は、資料9ページ8番に記載のとおりで、申請地1, 203平方メートルを借り受け、木造2階建住宅及び農業用倉庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番について報告します。

8番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路、東側は使用貸人所有の農地、南側は道路、西側は宅地となっております。

盛土及び切土造成しブロックを設け、雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

只今、説明がありました。第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、上程しま

す。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、
番 委員の退場を求めます。

(. 委員 退場)

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集10ページから12ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 4件 15筆 11,244.52 m²

耕作権の再設定 9件 17筆 15,928.00 m²

合 計 13件 32筆 27,172.52 m²です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集13ページに記載のとおりで、
5件 9筆 6,992 m²です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）は承認することに決定します。

・番 委員の入場を求めます。

(. 委員 入場)

議長

第5号議案は承認するという事に決定したので報告します。
次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について説明いたします。
この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、6筆 6, 763平方メートルの農地について、島原市より「農用地利用配分計画（案）」の意見聴取の依頼がありました。
議案集の14ページをご覧ください。農地の受け手及び出し手は、記載のとおりです。
また、別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。
中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載をしております。
農地の受け手の方ごとに、それぞれ「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者数」、「作物の種類」など、4名の方全員、すべての許可要件を満たしております。
以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は「問題なし」ということで市に回答することに決定します。

議長

次の議案に入る前に、議長を交代するため、しばらく休憩します。

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

農業委員会等に関する法律 第31条の規定により、・番 ・ ・ ・ ・ の除斥が必要なため、

議長を交代しております。

第7号議案 土地改良事業に参加する資格について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第7号議案、土地改良事業に参加する資格について説明します。

・・・第・地区の地区編入・除外によって、区画及び排水路の路線等、計画変更に伴う土地改良法第3条第1項の規定に基づく、農業委員会の証明についての申請です。

土地改良事業に参加できる資格者は、土地改良法第3条第1項第1号及び第2号に規定されており、その土地の所有者又は所有権以外の権原（賃借権、使用貸借権等）で耕作を行っている者となっています。

資料は 別添3をご覧ください。

今回、農業委員会が証明をおこなった3条資格者に、事業の同意をとられ、整備事業がおこなわれます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、第7号議案は、証明書を発行することによろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第7号議案 土地改良事業に参加する資格については、証明書を発行することに決定します。

しばらく、休憩いたします。

議長

以上で、第30回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第30回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時41分